

青森県地域防災計画の修正について

計画の目的

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、災害に対処するため、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護すること。

計画の構成

- ◆ 風水害等災害対策編
- ◆ 地震・津波災害対策編
- ◆ 火山災害対策編
- ◆ 原子力災害対策編
- ◆ 資料編

直近の修正

- ◆ 令和6年2月 防災基本計画の修正（令和5年5月）、県の防災対策の見直しを踏まえた修正
- ◆ 令和6年3月 青森県部等設置条例の一部を改正する条例を踏まえた修正

修正の趣旨

防災基本計画の修正（令和6年6月）、原子力災害対策指針の改正（令和6年9月）、県の防災対策の見直し（令和6年能登半島地震における教訓、令和7年1月の豪雪災害対応等）及び青森県災害対策本部に関する規則の改正等を踏まえ、修正する。

青森県地域防災計画の修正について

主な修正内容

凡例：(風)・・・風水害等災害対策編、(地)・・・地震・津波災害対策編、
(火)・・・火山災害対策編

1 県の防災対策の見直しを踏まえた修正

(1) 豪雪対策本部等の地域防災計画への位置付け

修正箇所：(風)第2章第4節「県災害対策本部に準じた組織」、第5章第1節「雪害対策」【新旧対照表：p9、p56】

修正内容：今冬の豪雪対応を受け、豪雪対策本部等の設置基準の明確化とともに、地域防災計画に豪雪対策本部等の設置を明確に位置付けることとしたもの。

	青森県豪雪対策本部	青森県豪雪警戒本部
設置基準	県内における豪雪による広範囲な災害の発生、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認める場合	次のいずれかに該当した場合 (1) 県内の指定雪量観測点（青森市、弘前市、五所川原市、むつ市、野辺地町）の積雪状況が複数地点で警戒積雪深を超えた場合 (2) 指定雪量観測点以外の複数の地点において積雪状況が平年の積雪を超え、当該市町村が警戒態勢に移行している場合 (3) 知事が必要と認める場合
所掌事務	青森県豪雪対策本部は次の事務を処理する。 (1) 豪雪による災害等への対応に万全を期する体制の確立に関すること。 (2) 災害の情報収集に関すること。 (3) 庁内の豪雪対策に関すること。 (4) 市町村等の対応状況の把握等に関すること。 (5) その他本部長が必要と認める事項に関すること。	青森県豪雪警戒本部は次の事務を処理する。 (1) 警戒態勢の確立に関すること。 (2) 災害の情報収集に関すること。 (3) 庁内の豪雪対策に関すること。 (4) 市町村等の対応状況の把握等に関すること。 (5) その他警戒本部長が必要と認める事項に関すること。
組織	青森県豪雪対策本部の組織は次のとおりとする。 (1) 本部長は知事とする。 (2) 副本部長は副知事とする。 (3) 対策本部の構成員は、各部局長とする。	青森県豪雪警戒本部の組織は次のとおりとする (1) 警戒本部長は危機管理局長とする。 (2) 警戒副本部長は危機管理局次長とする。 (3) 警戒本部の構成員は、各部局主管課長等とする。

青森県地域防災計画の修正について

(2) 青森県災害備蓄指針の修正を踏まえた修正

修正箇所：避難対策（風第3章第10節、地第3章第9節）【新旧対照表：p17~p18、p79~p80】
災害備蓄対策（風第3章第11節、地第3章第10節）【新旧対照表：p19、p82】

修正内容：「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和5年5月23日）」や「令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート（令和6年6月）」を踏まえ、青森県災害備蓄指針を修正し、備蓄品目の拡充により乳児用の粉ミルクや生理用品等を新たに備蓄することとしたことから、「指定避難所の整備」の一環として、良好な避難所環境の整備に必要な物資の整備と当該物資の保管場所の確保を行う旨を記載する。

【備蓄品目の見直し】

◆避難所開設時に設置されるべき資機材の整備（4→**17品目**）【拡充品目下線】

国によるプッシュ型支援基本8品目

- | | |
|--------------|------------|
| ○食料（水） | ○毛布 |
| ○大人用おむつ | ○乳児・小児用おむつ |
| ○生理用品 | ○トイレットペーパー |
| ○携帯トイレ・簡易トイレ | |
| ○乳児用粉・液体ミルク | |

+

能登半島地震の教訓や有識者の意見等を反映した品目

- | | |
|------------------------|------------------|
| ○ <u>ほ乳瓶</u> | ○ <u>防臭袋・消臭袋</u> |
| ○ <u>ウェットシート</u> | ○ <u>体拭きシート</u> |
| ○ <u>段ボールベッド・簡易ベッド</u> | ○ <u>パーティション</u> |
| ○ <u>プライバシーテント</u> | ○ <u>暖房器具</u> |

【保管場所の見直し】

<効率的な配送体制>

◆拠点（**民間営業倉庫**等）保管

<半島部の孤立集落対策>

◆避難所（廃校・**市町村有施設**）保管



青森県地域防災計画の修正について

(3) ボランティア団体等との連携

修正箇所：防災ボランティア活動対策（**風**第3章第13節、**地**第3章第18節）【新旧対照表：p23、p86】
防災ボランティア受入・支援対策（**風**第4章第22節、**地**第4章第22節）【新旧対照表：p54、p113】

修正内容：令和6年能登半島地震において、ボランティアと自治体との連携が密接に行われていたことを踏まえ、本県でも、被災者に寄り添ったきめ細やかな支援を可能とするボランティア団体等の受入を図るため、発災時の活動拠点の確保について明記する。
「ボランティア団体との連携」として、被害の大きい市町村への支援を要請する旨を明記する。

(4) 孤立対策の明確化

修正箇所：**風**第3章第23節の次及び**地**第3章第26節の次に節を設ける。新旧対照表：p28~p29、p89~p90】

修正内容：三方を海に囲まれ県そのものが半島地形である本県においても巨大地震等の災害により孤立する地域が生じることが想定される。

地域住民の生命を保護するため、地域コミュニティにおける防災体制の充実や災害備蓄等、より一層の自助・共助の推進を図ることとして「孤立対策」の節を新たに設け、「防災公共の推進」と速やかな孤立状態の解消に資する「孤立集落の発生に備えた対策」について記載する。

防災基本計画修正（令和6年6月）の概要

■ 防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体で作成する地域防災計画の基本となるもの

主な修正項目

最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 新たな総合防災情報システムの運用開始
 - ・ 防災情報の総合防災情報システム（SOBO-WEB）への集約
- 水害対策の強化
 - ・ 道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化
- 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
 - ・ 自治体、保健師、福祉関係者等の中で連携した状況把握の実施
 - ・ 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供

関連する法令の改正を踏まえた修正

<活動火山対策特別措置法の改正>

- 活動火山対策の強化
 - ・ 火山調査研究推進本部の設置
 - ・ 「火山防災の日」を活用した防災知識の普及
 - ・ 登山届等を容易に提出できる仕組みへの配慮

<医療法の改正>

- 災害支援ナースの充実・強化

<水防法及び気象業務法の改正>

- 国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、都道府県の求めに応じた提供の実施

<災害対策基本法施行令の改正>

- 緊急通行車両確認標章等の事前交付

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

<令和6年能登半島地震に係る検証チーム>

- 被災地の情報収集及び進入方策
 - ・ 車両や資機材の充実・小型化・軽量化
 - ・ 無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用
 - ・ 海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整
 - ・ 道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化
- 自治体支援
 - ・ 派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実
 - ・ 応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化
- 避難所運営
 - ・ パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置
 - ・ 避難所における生活用水の確保
 - ・ トイレカー等により快適なトイレの設置への配慮
 - ・ 高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化
 - ・ 保健医療福祉に係る支援者（JRAT、JDA-DAT等）の明確化
- 物資調達・輸送
 - ・ 運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保

<その他各省庁における振り返り>

- 長時間継続する津波の見通し等に関する解説
- より実態に即した液状化リスク情報の提供

※今後、政府においては、中央防災会議・防災対策実行会議の下に設置するワーキンググループで、引き続き有識者等を交えた検証を行うとともに、フェーズごとに災害対応業務を「見える化」することや、実践的な訓練・研修等に取り組んでいく。

青森県地域防災計画の修正について

2 防災基本計画の修正を踏まえた修正

(1) 最近の施策の進展等を踏まえた修正

項目	節題	各編の修正箇所	修正内容	新旧対照表の頁
防災情報の総合防災情報システム（SOBO－WEB）への集約	青森県防災情報ネットワーク	Ⓐ第3章第4節 Ⓓ第3章第4節	「防災情報の共有化」として、「青森県総合防災情報システムの入力情報を総合防災情報システム（SOBO－WEB）に集約できるよう連携を検討する」旨を記載。	p12、p75
在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供	避難対策	Ⓐ第3章第10節 Ⓓ第3章第9節	「被災者支援の仕組みの整備」として、「県及び市町村は、在宅避難者等の発生に備えた支援拠点の設置及び車中泊避難を行うためのスペースの設置等、在宅避難者及び車中泊避難者に対する支援方策等の検討に努める」旨を記載。	p18、p80
自治体、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施	避難対策	Ⓐ第3章第10節 Ⓓ第3章第9節	「被災者支援の仕組みの整備」として、「県及び市町村は、被災者の状況把握を行う実施主体間の事前の調整を行い、状況把握の対象者の優先順位付けや当該者の個人情報の取扱いをあらかじめ検討するよう努める」旨を記載。	p18～p19、 p80～p81
道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化	交通施設対策	Ⓐ第3章第17節	「道路・橋梁防災対策」として、「アンダーパス部等の冠水防止のため排水施設及び排水設備の補修等を推進する」旨を記載。	p23

青森県地域防災計画の修正について

(2) 関連する法令の改正を踏まえた修正

項目	節題	各編の修正箇所	修正内容	新旧対照表の頁
水防法及び気象業務法の改正	水防	㊦第4章第10節	「警戒水位の周知」として、「洪水特別警戒水位に達した河川の状況を市町村等に通知する際に、必要に応じて国土交通省に予測水位情報の提供を求める」旨を記載。	p40
医療法の改正	医療、助産及び保健	㊦第4章第18節 ㊦地第4章第18節	「各種災害派遣チームの派遣等」の1つとして、災害支援ナースの派遣について記載。	p50、p109
災害対策基本法施行令の改正	輸送対策	㊦第4章第20節 ㊦地第4章第20節	「緊急通行車両の確認」として、「市町村等防災関係機関は、災害時応援協定を締結した民間事業者等に対して、緊急通行車両の事前届出制度について周知及び普及を行う」旨を記載。	p53、p112
活動火山対策特別措置法の改正	火山災害の想定	㊦火第1章第8節	「火山災害の想定」として、「火山災害の想定は、火山調査研究推進本部と連携し、必要に応じて見直す」旨を記載。	p123
活動火山対策特別措置法の改正	登山者・観光客等の安全確保対策	㊦火第3章第11節	「県及び市町村が火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難を確保する」ため、「ITを用いた登山届の仕組みの活用など、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をする」旨を記載。	p130

青森県地域防災計画の修正について

(3) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

項目	節題	各編の修正箇所	修正内容	新旧対照表の頁
車両や資機材の充実・小型化・軽量化	防災業務施設・設備等の整備	風 地 第3章第3節 第3章第3節	「救助資機材等の整備」として、「消防機関等は、救助用資機材を整備する際に、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合、海路・空路を活用して被災地入りする場合もあることに留意する」旨を記載。	p11、p74
避難所における生活用水等の確保 無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用	避難対策	風 地 第3章第10節 第3章第9節	「指定避難所の施設・設備の整備」として、「指定避難所に給水タンク、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等を整備する」旨を記載。	p17、p79
海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整	交通施設対策	風 地 第3章第17節 第3章第23節	「道路啓開用資機材の整備及び計画の作成」として、「道路管理者は、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るよう努める」旨を記載。	p24、p87
道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化	交通施設対策	風 地 第3章第17節 第3章第23節	「道路の防災対策」として、「道路管理者は、道路と生活インフラの連携した復旧を行えるようインフラ事業者等との連携体制の整備・強化を図るよう努める」旨を記載。	p24、p88
	電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	風 地 第3章第18節 第3章第24節	「電力・ガス・上下水道・電気・通信の防災対策」として、「インフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧を行えるよう道路管理者等との連携体制の整備・強化を図るよう努める」旨を記載。	p25、p88

青森県地域防災計画の修正について

(3) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

項目	節題	各編の修正箇所	修正内容	新旧対照表の頁
消防団の資機材の充実等	火災予防対策	Ⓐ第3章第22節 Ⓔ第3章第12節	「消防力の整備、充実」として「市町村（消防機関）は、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、必要な資格の取得、実践的な教育訓練体制の充実等に取り組む」旨を記載。	p27、p82
無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用	情報収集及び被害等報告	Ⓐ第4章第2節 Ⓔ第4章第2節	「情報収集の手段」として「SAR衛星を含む人工衛星等も活用するよう努める」旨を記載。	p35、p94
応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化	広域応援	Ⓐ第4章第6節 Ⓔ第4章第6節	「市町村の措置」として「応援職員の宿泊場所となるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点等を設置できる空き地などをリスト化するよう努め、実際に宿泊場所の確保が困難となった場合は、これらの施設等の確保に配慮する」旨を記載。	p37、p97
パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置	避難	Ⓐ第4章第8節 Ⓔ第4章第8節	「市町村長による指定避難所の適切な運営管理」として「指定避難所において開設当初からプライバシーの確保等をするために、パーティションや段ボールベッド等の開設当初からの設置に配慮する」旨を記載。	P38、p98

青森県地域防災計画の修正について

(3) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

項目	節題	各編の修正箇所	修正内容	新旧対照表の頁
トイレカー等により快適なトイレの設置	避難	①第4章第8節 ②第4章第8節	「市町村長による指定避難所の適切な運営管理」として「指定避難所において仮設トイレ等の早期設置、トイレカー等により快適なトイレの設置に配慮する」旨を記載。	p38、p98
避難所における生活用水の確保	給水	①第4章第13節 ②第4章第13節	「給水資機材の調達等」として、給水資機材の調達のあっせんの要請先に国（国土交通省）を追加。	p43、p102
高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化	医療、助産及び保健	①第4章第18節 ②第4章第18節	「各種災害派遣チームの派遣等」として、災害福祉支援チーム等の派遣を記載。 「避難所の衛生環境の維持」として、「県及び市町村は、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を要請する」旨を記載。	p50、p109
保健医療福祉に係る支援者（JRAT、JDA-DAT等）の明確化	医療、助産及び保健	①第4章第18節 ②第4章第18節	「応援協力関係」として、「被災地の医療提供体制の確保・継続のため県が協働する医療チーム」に日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）を追加。	p51、p110

青森県地域防災計画の修正について

(3) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

項目	節題	各編の修正箇所	修正内容	新旧対照表の頁
運送事業者等との連携による物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保	輸送対策	①風第4章第20節 ①地第4章第20節	「大規模災害発生のおそれがある場合の輸送方法の確保」として「県等防災機関は、一次物資拠点の運営に必要な人材や資機材等を運送事業者等と連携して確保する」旨を記載。	p53、p112
無人航空機等による物資輸送	輸送対策	①風第4章第20節 ①地第4章第20節	「地域が孤立した場合の輸送方法の確保」として「県等防災機関は、地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める」旨を記載。	p53、p112

青森県地域防災計画 原子力災害対策編修正の概要

前回修正（令和6年2月）以降の国の防災基本計画及び原子力災害対策指針の改正等を踏まえた修正を行うもの。

修正の主なもの

1 防災基本計画の修正（R6.6月）及び原子力災害対策指針（R6.9月）の改正を踏まえた修正

- 防災基本計画の修正（能登半島地震を踏まえた修正）に基づく修正
 - ・ 避難所運営等に係る所要の修正【新旧対照表P25、P32、P33、P41、P67及びP68】
- 原子力災害対策指針にて、全国規模での活動体制を有する原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みが新設されたことに伴う修正
 - ・ 立地道府県が、国の指定する同機関と調整し、受入等の体制の構築整備に係る業務を行うことに係る修正【新旧対照表P11、P37及びP77】

2 その他の修正

- 青森県における「障がい」表記の取扱いに関する要領の策定に伴う修正
 - ・ 公文書等における「障害」を「障がい」と表記することが原則とされたことに係る修正【新旧対照表P8、P23、P62及びP71】
- リサイクル燃料備蓄センターに係る緊急事態応急対策等拠点施設について、東通オフサイトセンターが指定されたこと等に係る修正
 - ・ リサイクル燃料備蓄センターに係る隣接町村安全協定の締結に伴う隣接町村の追記等【新旧対照表P11及びP14】
 - ・ 警戒事態発生時等の連絡体制について、施設名等を修正し、連絡先を追加（東通原子力規制事務所を対策拠点施設（東通オフサイトセンター）へ修正し、隣接する町村を連絡先へ追記等）【新旧対照表P53及びP54】
- 青森県災害備蓄指針修正に伴う修正【新旧対照表P33】
- 国の原子力災害対策マニュアル改正に伴う対策拠点施設における各機能班の所掌事務の修正【新旧対照表P59】
- その他表記の修正及び条項ずれに伴う所要の修正【新旧対照表P11、P12、P16、P44、P45、P55、P56、P60及びP62】